

## めぐろ学校教育プラン改定素案に対するパブリックコメント実施結果について

### 1 パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成24年12月15日から平成25年1月22日まで

(2) 周知方法

ア めぐろ区報掲載(12月15日号)、目黒区ホームページ掲載(12月15日)

イ 改定素案閲覧(配付)場所

目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・5階教育政策課、各地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター(分室含む)、めぐろ学校サポートセンター、各区立図書館、各社会教育館

ウ 説明会 12月22日(土)(目黒区総合庁舎大会議室 参加者18名)、1月9日(水)(目黒区総合庁舎大会議室 参加者12名)

### 2 パブリックコメント集計結果

(1) 提出者数

提出者	パブリックコメント募集				説明会	合計
	個人	団体	議会会派	計		
書面	5	1	2	8		
FAX	1	2	0	3		
メール	6	2	2	10		
計	12	5	4	21	7	28

(2) 分野別意見数

分野名	パブリックコメント意見数						割合
	パブリックコメント				説明会	合計	
	個人	団体	議会	計			
プラン全体	2		1	3	3	6	7.2%
第1 教育目標・教育方針	1			1	1	2	2.4%
第2 学校教育プランの概要	1			1		1	1.2%
第3 学校教育プランで目指す子ども像・学校像							
第4 学校教育プランの重点目標・推進施策							
第5 重点目標達成に向けて推進する施策	13	2	43	58	5	63	75.0%
<重点目標1> 「生きる力」(確かな学力・豊かな心・健やかな体)をはぐくむ教育の推進	7	1	20	28	3	31	36.8%
1 人権教育・道徳教育の充実	1		2	3		3	3.6%
2 学力の定着と向上	1		3	4		4	4.7%
3 小学校・中学校の連続した教育活動の充実	4	1	3	8	1	9	10.6%
4 就学前施設(幼稚園、保育園等)小学校との円滑な接続			3	3		3	3.6%
5 自然宿泊体験教室・職場体験学習等体験学習の充実			1	1		1	1.2%
6 健康教育の推進と体力の向上			3	3		3	3.6%
7 伝統と文化に関する教育、国際理解教育の推進	1		5	6	2	8	9.5%
<重点目標2> 創意を生かした学校経営と活力を生み出す条件整備や実施体制の充実	2	1	15	18	1	19	22.6%
1 各学校の創意を生かした学校づくりの促進			1	1		1	1.2%
2 学校組織の活性化と信頼される教員の育成			3	3		3	3.6%
3 不登校・いじめなどの未然防止、早期解決に向けた取り組みの推進	1		3	4		4	4.7%
4 特別支援教育の推進		1	3	4		4	4.7%
5 小学校・中学校間の連携・交流の強化			1	1		1	1.2%
6 区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進	1		1	2	1	3	3.6%
7 図書館機能の充実と読書活動の推進			3	3		3	3.6%
<重点目標3> 子どもの安全・安心な生活と学校の防災体制の強化	3		2	5	1	6	7.2%
1 防災教育の推進	1		1	2		2	2.4%
2 児童・生徒への生活安全教育と安全体制の充実			1	1		1	1.2%
3 交通安全指導の充実	1			1		1	1.2%
4 家庭・地域の協力による安全対策	1			1	1	2	2.4%
5 放射線量等の測定・検査と公表							

<重点目標4> 家庭・地域社会との連携・協力を深め信頼に応える学校運営の推進	1		4	5		5	6.0%
1 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実			1	1		1	1.2%
2 家庭・地域との連携・協力を深める学校づくり	1		1	2		2	2.4%
3 地域の人材や資源を活用した教育活動の推進							
4 部活動への支援			1	1		1	1.2%
5 学校施設の活用による放課後事業の充実			1	1		1	1.2%
<重点目標5> 子どもたちが充実した学校生活を送るための学校環境の改善と整備			2	2		2	2.4%
1 校舎の改善等の推進			1	1		1	1.2%
2 校舎改修等による学習・生活環境の改善							
3 エコスクールの推進			1	1		1	1.2%
4 教室の ICT 環境整備と校務の情報化の促進							
その他	6	3	3	12		12	14.2%
総計	23	5	47	75	9	84	100.0%

空欄：0（意見なし） 割合は端数処理あり

### 3 パブリックコメントの検討結果一覧

対応区分	内 容	件数内訳					割合	
		パブリックコメント				説明会		合計
		個人	団体	議会	計			
1	ご意見の趣旨に沿い、プラン改定に反映します。	4			4	1	5	6.0%
2	ご意見の趣旨は、既に素案に取り上げています。	5		13	18		18	21.4%
3	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	1	1	11	13	1	14	16.6%
4	ご意見の趣旨を踏まえ、事業運営の中で努力します。	11	4	13	28	1	29	34.5%
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	2		10	12	1	13	15.5%
6	その他					5	5	6.00%
	総計	23	5	47	75	9	84	100.0%

空欄：0（意見なし） 割合は端数処理あり

#### 4 意見の内容と対応・考え方

整理番号	意見区分	意見の要旨	所管課	対応区分	対応・考え方
プラン全体					
1	個人 (メール)	<p>進路指導・進学教育に尽力することを強調すべきである。</p> <p>子を持つ親の立場としては、学校の選択にあたってその子の将来にどう繋がるかがポイントになるのは当然である。私自身、子を区内の公立中学校に通わせていたが、驚いたのは進路指導が全く行なわれないことであった。</p> <p>学校との面談の際も、教師の発言は塾での模試の成績や、塾における進路案内がどうなっているのかを確認するのみで、学校としての進路指導はなかった。</p> <p>これは、学校として進路指導するだけのデータを持っていないということ、また教師が進路指導に対する責任を回避しているようにみえた。</p> <p>自分の子どもは公立校に通わせていない教師も多いと聞く。このような状況では、公立校に子どもを通わせる親が減少していることはうなずけるし、他にどんな立派なお題目を掲げても無駄に思える。</p> <p>個々の子どもの能力に応じた学習指導が行なえるよう、多クラス編成の学校づくりを目指すべきであり、そのためには学校の大胆な統合も厭わないことを宣言すべきである。</p>	教育指導課 学校統合推進課	2	<p>進路指導は、自分の生き方についての関心を高めさせ、自分自身を見つめたり、自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるように指導や援助を行ったりすることが必要であり、各学校ではこうした観点に立ち進路指導を行っております。特に中学校では、進路指導に対する期待は大きく、上級学校調べや上級学校訪問などの進路学習を総合的な学習の時間を使って計画的に行っています。進路に係る面談の際は、進路に関して適切な支援ができるよう、進路に関する正しい情報を生徒に提供し、学校のガイダンス機能を充実させていくことは大切だと考えています。以上、進路指導は具体的かつ計画的に行っておりますが、ご指摘のように学校としての進路指導がなかったと受け止められることのないよう今後留意してまいります。</p> <p>学校の統合については、子どもたちの多様な人間関係の中で切磋琢磨していく学習環境を整えていくという趣旨を踏まえ、24年3月に改定した統合方針に沿って進めていきます。</p>
2	説明会	<p>新旧対照表がないので、改定前のプランとの違いがわかりません。</p>	教育政策課	6	<p>今回の改定では、社会状況の変化を踏まえて、新たに8つの推進施策を現行プランに加え、興津健康学園の興津自然学園への変更など既に終了した施策については、削除いたしました。</p> <p>なお、目指す子ども像、学校像については、現状に適合していること、学校に保護者・地域に浸透していることから、継承することにいたしました。</p> <p>また、現行プランでは、重点課題を「魅力ある学校」、「活力あふれる学校」、「信頼される学校」づくりという構成で設定し、それぞれの推進施策を盛り込みましたが、今回の改定では、推進施策の実現が「魅力」、「活力」、「信頼」に繋がるとして、これから</p>

					4年間に取り組むべき教育内容や体制など5つの施策の柱(重点目標)を設定し、それぞれの柱において目指すべき教育の方向(推進施策)をまとめました。
3	個人 (メール)	目指す学校像に<魅力と活力にあふれ、信頼される学校>と記載されているが、重点目標のどの項目にも”魅力”のキーワードだけが載っていない点だけが少々気になりました。 P6の5つの柱(重点目標)1の文言に「・・・魅力ある教育の推進」と挿入するだけで違うかも知れません。(まわりくどい表現にはなりますが...)	教育政策課	2	改定学校教育プランは、目黒区の教育目標を達成するために、目指す学校像である「魅力と活力にあふれ信頼される学校」、及び、目指す子ども像として「21世紀をたくましく生きる人間性豊かな子ども」をビジョンに掲げ、これを実現していくために、重点目標として5つの柱立てをし、それぞれ推進施策を掲げております。 こうした、5つの重点目標と各推進施策を総合的に取り組むことによって、「魅力と活力にあふれ信頼される学校」がつけられていくとの考え方で構成しております。したがって、ご意見のように、重点目標1の文言に「魅力ある教育の推進」という文言を挿入しなくとも、これから4年間に取り組むべき5つの重点目標を柱とする28の推進施策の推進によって、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」づくりを進め「21世紀をたくましく生きる人間性豊かな子ども」を育ていきたいと考えています。趣旨はご理解していただくと考えております。
4	説明会	プランは、どのような組織で策定したのか。	教育政策課	6	プランの改定にあたっては、教育委員会事務局各部課長、小学校校長会代表、中学校校長会代表等で構成する「めぐる学校教育プラン推進委員会」を設け、その中で検討を行い、策定したものです。
5	説明会	今回のプランには新たに加えた推進施策が多く挙げられているが、これだけの内容を具体的に実施することはできるのか。	教育指導課	6	今回、新たに加えた推進施策は、既に取り組みを行っているものもあります。 改定にあたり、社会状況の変化等を踏まえ、重視して取り組むものとして推進施策に掲げたもので、十分に実施できると考えています。
6	議会 (メール)	プラン改定にあたり、まず最初に、長年続いてきた競争原理や効率優先の「教育改革」の結果、子どもたちが大きな影響を受け「いじめ」問題をはじめ、日本の教育が深刻な劣化に直面していることを認識する必要があります。	教育政策課 教育指導課	2	プランは、次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、心豊かに、健やかに成長することを目指し、目黒区の学校教育施策に関する中期計画として平成15年2月に策定し、以来、社会状況や子ども

		<p>テストの点数の物差しで競争させられ、早い段階から「エリート」を効率的に育てようと、世界でも例のない競争的教育が行われています。国連子どもの権利委員会は日本の政府にたいし「過度に競争的な教育制度」が、子どもたちにストレスを与え発達に障害をもたらしていることを厳しく指摘し、改善を求めています。</p> <p>教員は数々の「改革」に追い立てられ多忙で疲れ、肝心な授業準備の時間や子どもたちと遊んだり触れ合ったりする時間がない状況です。上意下達の学校運営によって、教員が現場の子どもたちの声を聴きながら進める自由な教育を困難にしています。</p> <p>また「構造改革」の下で、格差と貧困が広がり「お金がなくて教育をあきらめる」という教育格差が起こっています。</p> <p>社会経済状況や財政状況を踏まえ一層効率的・効果的な取り組みを推し進めるとしていますが、これでは教育現場で起きている問題を拡大させるものです。</p> <p>教育は子どもの成長発達のためにあるという憲法や子ども権利条約の精神を生かし行われなければならない、改定においてもその立場を貫くこと。また教員の声を反映させ、現場の自由裁量を拡大させること。</p>			<p>もを取り巻く学習環境、生活環境の変化など、その時々学校教育を取り巻く課題に的確に対応しつつ、めぐるの教育をより充実・発展させていくために施策の見直し等を重ねてきました。</p> <p>今回の改定では、これから4年間に取り組むべき5つの重点目標を柱とする28の推進施策を掲げており、これらの施策の推進によって、21世紀をたくましく生きる人間性豊かな子どもを育ていくとともに、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を実現していきたいと考えています。</p>
第1 教育目標・教育方針					
7	個人 (書面)	<p>教育目標は、「目黒区教育委員会は～『豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち』の実現を図る。」としているが、主語が教育委員会であり、これでは区教委が「文化の香り高いまち」をつくることになり、行政の分野を踏み込みすぎている。</p> <p>趣旨は、教育によって児童・生徒の豊かな人間性をはぐくみ、結果として「文化の香り高いまち」づくりに寄与することであるから表現を改めた方がよい。</p>	教育政策課	5	教育目標の趣旨は十分理解していただいていると考えています。
8	説明会	<p>今回のプランでは、教育目標・基本方針を巻末から巻頭に変更している。また、の基本方針2(豊かな生涯学習社会の実現を目指した学習活動の支援)と基本方針3(「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進)の内容や順番が入れ替わっているが、その理由を教えてください。</p>	教育政策課	6	<p>プランは、教育目標・基本方針の理念を実現するために、目黒区の学校教育施策に関する中期計画として策定しております。</p> <p>今回の改定にあたっては、その趣旨に沿って巻頭に理念を掲げ、その実現に向けて明確な目標と施策を明らかにし、施策を重点化しながら区民の学校教育への期待に的確に応えていくという構成にいた</p>

					<p>しました。</p> <p>基本方針については、平成 23 年度からの芸術・文化スポーツ所掌事務の区長部局へ移行に伴い、平成 23 年 2 月に改訂いたしました。なお、その際に生涯学習には学校教育も含んでいるということから、考え方を整理し、基本方針の 2 と 3 の入れ替え等を行っております。</p>
第 2 学校教育プランの概要					
9	個人 (書面)	<p>学校教育プラン改定の趣旨の中段に「しかし、子どもを取り巻く環境は刻々変化しており、いじめ問題への対応や東日本大震災を教訓とした防災教育の充実、子どもの安全確保への対応、学力向上に向けた一層の充実、特別支援教育の充実、中学校の統合への対応など、さらなる取り組みが求められている。また、区政全体を取り巻く状況も大きく変化しており、学校教育や学校運営面からも。社会状況や財政状況を踏まえたより一層効率的・効果的な取り組みを推進することが必要」とある。前半は、国内の教育界すべてが等しく直面する課題とも読み取れるが、もしそうであるなら、この中に「中学校の統合」が入り込むのはおかしい。前半も区の教育問題として例示しているならば、「子どもを取り巻く教育環境は大きく変化しており、区の経済状況や財政状況を勘案(配慮)しつつ、いじめ問題への対応や東日本大震災を教訓とした…(略)…中学校の統合など、一層工夫して効果的な取り組みを推進することが必要になっています」程度でいいのではないか。</p> <p>また、「効率的・効果的」というと、「効率的」の中に「できるだけ金をかけずに多くの仕事を負担させて効果を出させる」というネガティブなニュアンスを感じてしまう人もいる。厳しい財政事情を踏まえた上で創意工夫をして取り組む方向を示した方がよいのではないか。</p>	教育政策課	1	<p>ご意見のありました「中学校の統合への対応」及び「効率的・効果的」の部分につきましては、修正いたします。</p>

第5 重点目標達成に向けて推進する施策					
< 重点目標1 > 「生きる力」(確かな学力・豊かな心・健やかな体)をはぐくむ教育の推進					
1 人権教育・道徳教育の充実					
10	議会 (メール)	人権教育・道徳教育は一人ひとりの多様性を認め、自己肯定感を高める必要がある。男女共同参画、いじめ、デートDVという点からもとても大切な事であるため、道徳の授業にNPOによる「いじめ防止プログラム」を取り入れること。いじめやDVなどの人権問題について考える時間を確保し、教師と生徒がともに自分のこととして考えることが出来る時間とする。	教育指導課	4	各校では教育活動全体を通じて人権の意義・内容や重要性について理解を深め、相互理解や連帯感を培い、いじめをなくすために人権教育、道徳教育の充実に努めています。 道徳の時間は教師が子どもと共に考えていくことが大切であり、いじめの防止に有効な指導のあり方については、今後も検討を重ねてまいります。
11	個人 (FAX)	いじめ問題に関して言えば、人権教育=個を大切にする、まず、自分を大切にする教育の強化が、まず一歩と考えますが、プランを読む限り、その一歩を踏み込んだものはありません。さらに、道徳教育というよりは、社会の一員として生きていく教育、つまり公共教育というものが必須と思います。 人権教育、個の尊重される教育、公共教育の充実強化を組み入れていただきたい。 また、いじめ問題をなくすには、教育現場、教師にとって個が尊重され、職場としてゆとりをもった学校運営、場作りが保障されなければ解決には至らないと思います。学校運営の思い切った刷新を求めたい。	教育指導課	4	子どもたちが自分のよさを認め、自分自身を価値のある存在ととらえる気持ちを高めていくことは、これからの時代を生きていく上で大切なことです。学校で行われる人権教育は、一人ひとりの子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標として行われるものであり、このことを基調とした学校運営を行ってまいります。 また、いじめ問題をなくすためには、教員が経験に裏打ちされたゆとりや子ども一人ひとりの思いを見逃さない意識をもって子どもと接することができるような学校運営を行うことが大事であり、その実現については、喫緊の検討課題であると考えます。
12	議会 (書面)	いじめ予防教育を早急に実施すること	教育指導課	2	次年度、各校では教育活動全体を通じて人権の意義・内容や重要性について理解を深め、相互理解や連帯感を培い、いじめをなくすために人権教育、道徳教育の充実に努めていきます。これまで行ってきた「いじめ問題を考えるつどい」についても、内容の一層の充実を図り、児童・生徒に当事者意識をも

					たせるとともに、事前・事後指導の充実に努めてまいります。道徳の時間は教師が子どもと共に考えていくことが大切であり、いじめの防止に有効な指導のあり方については、今後も検討を重ねてまいります。
2 学力の定着と向上					
13	議会 (メール)	(1)区独自の学力調査の実施 国と都の学力いっせいテストが行われている中で、さらに区独自の学力調査が行われています。区独自の学力調査は、子どもの置かれている状況や現場で教えている教員とかけ離れた下、すべて民間業者に丸投げで実施されています。個々の児童・生徒の指導に役立つものではなく、いたずらに子どもや学校間を競争に迫りやるものです。貴重な授業時間を使い、経費のムダ使いでもある区独自の学力調査は止めること。	教育指導課	5	区独自の学力調査は、児童・生徒の学習状況を組織的・継続的に調査・分析し、各学校の指導法やカリキュラムの改善・充実に図り、学力の定着・向上を図ることを目的として実施しています。調査結果を基に個人面談を実施し、今後の学習の進め方について担任と子どもや保護者が話し合ったり、教員の授業改善の貴重な材料にしたりしており、費用対効果の高い取り組みだと認識しております。以上から、区独自の学力調査をやめることは考えておりません。
14	議会 (メール)	(1)区独自の学力調査の実施 平成 19 年から毎年行われている区独自の小学校 2 年生～中学校 3 年生までの学力調査は、小、中学校で 1 回ずつ程度とする。短いスパンでの調査は不要。 学力調査は、学校間の競争をあおり、保護者の誤解を招くことがある。費用がかかるし、卒業時にどのくらい学力がついたか見る程度で良い。	教育指導課	5	区独自の学力調査の出題内容は、前年度の学習内容です。毎年実施することで、前年度の学習の定着状況を掴み、指導方法を変更したり、夏季休業中の学習教室で復習をしたりすることで、確かな学力の定着を目指しております。また、本区の学力調査は一人ひとりの学習状況を経年で捉えられる点に大きな特徴があり、毎年行うことで一人ひとりの伸びや課題を明らかにできますので、個に応じた指導に役立っております。
15	議会 (メール)	(3)学力向上のための放課後学習・土曜日の補習教室の充実 現場の教員の声を聴き、各学校の状況に合わせた中で推し進めていくこと。	教育指導課	2	学力の定着とさらなる向上を図るために、授業以外の学習機会の確保を今後も進めてまいります。実施に当たっては、各学校の状況を踏まえ、組織的な学習指導を行います。
16	個人 (書面)	(5)理数教育の充実 充実の実施策の一つが「ノーベル賞受賞者による講演会」である。24 年度は白川秀樹博士が講師で、参加生徒は区立中学 1 年生で、内容がやや難しい点もあったらしいが、せっかくの有意義な講演を出席者だけでなく、参加できなかった 3 年生や 2 年生にも伝えられるよう講演内容を冊子として作成し、各校に	教育指導課	3	ノーベル賞受賞者による理科講演会については、平成 21 年度より毎年目黒区立中学校 1 年生を対象に白川秀樹筑波大学名誉教授を迎えて実施していますので、2、3 年生も 1 年生のときに講演を聞いています。参加した生徒からは「大きな発見は好奇心から生まれるということが心に響いたよ」「偶然の

		配布すべきである。 冊子によって生徒たちの理科への関心が少しでも高まれば、講演の意義は一層高まるだろう。			失敗を待ち構える精神を身に付けて生きていきたい」などの感想が寄せられ、生徒にとっては、理科の学習への意欲を高められる貴重な経験となっています。講演内容については、年々の研究の成果を踏まえて変化していますが、白川先生からは、毎年、理科への興味・関心が高まるメッセージを目黒区立中学校の生徒に伝えていただいております。
3 小学校・中学校の連続した教育活動の充実					
17	説明会	(1)外国語活動・外国語教育の充実 外国語教育に関する記述があるが、外国語教育の充実、外国語(英語)によるコミュニケーション能力の育成など抽象的で何をするのかわからない。国際化、グローバル化の中、英会話の科目新設し、ALT(外国語指導員)を教員に昇格させて実施するなど具体的な内容にしてほしい。	教育指導課	5	授業は、文部科学省で定める学習指導要領に則って読む力、書く力もあわせて育成しますことから、英会話だけの科目を新設することは難しいと考えています。ただし、コミュニケーション能力は、「聞く、話す、書く、読む」の4つの能力をバランスよく身に付けていくことが大切ですので、授業の中には必ず英会話も入ってきます。 また、英語の授業は外国語(英語)科の教員が指導するのが原則であり、現在の教員の多くは英語で英語を教える状況にありますが、さらにALTを活用して、外国語(英語)教育の充実に努めていきたいと考えています。
18	個人 (書面)	外国語教育の充実・外国語によるコミュニケーション能力の向上よりも、「英会話」の科目を新設、ALT指導員から教員に昇格し、「英会話」の科目に専念せるなどの具体的な方策を考えてほしい。			
19	個人 (メール)	(2)キャリア教育の推進 キャリア教育とありますが、言葉の意味が分かりにくく、説明されている内容も分かりにくいと思います。もう少し、すっきりと分かりやすい言葉や説明にするべきだと考えます。	教育指導課	1	子どもたちの将来の社会的自立・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を発達段階に合わせて育んでいこうというのがキャリア教育であり、自己に対する肯定的な理解を深め、夢や希望を持てるように指導したり、働く尊さや喜びを感じさせたりする活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を使って行っていきます。
20	個人 (FAX)	(2)キャリア教育の推進 これによって何を指すのかよくわかりません。とってつけたような教育目標を掲げてはこまります。			
21	議会 (メール)	(2)キャリア教育の推進 働く若者の二人に一人が非正規で不安定雇用となっています。低賃金・長時間労働など違法な労働条件の下で働かされ、無権利状態の中で体を壊しうつ病にかかる若者は増えています。労働基準法など働く者の権利や人権を、キャリア教育の中で位置づけ学ぶ機会をつくること。	教育指導課	4	キャリア教育は、各教科の中でも行われるものであり、中学校の社会科公民的分野では働くことの意義と働く権利(労働三法)を学んだり、働きやすい職場を築くために必要なことを学んだりしています。

22	議会 (メール)	(2)キャリア教育の推進 日常的に児童・生徒が自分の夢を語る機会をつくり、自分を知る作業も行なっていくべき。心の絵地図などのワークショップを行い現在の自分の位置を確認するのも有効である。	教育指導課	4	キャリア教育を支える重要な領域に、「人間関係形成能力」と「将来設計能力」があります。前者は、自己理解を深め、自己の個性を發揮しながら様々な人々と協力、共同して物事に取り組む能力を指し、後者は、夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、前向きに自己の将来を設計する能力を指します。 これらの力は、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の学習を通じて身に付けていくこととしています。
23	団体 (書面)	(3)情報教育の充実 中学校段階や高校においても、クラスの中で文字入力が不得手な生徒がかなりおり、情報教育に於いて入力シーンになると授業全体が停滞し、もどかしい思いをされることが多々あるのではないかと推測しています。これは、ひとえにパソコンのキーボードを扱う上での基礎、タッチタイプを教わっていないことに起因しています。タッチタイプを身に付ければパソコンを使うことが楽しく気持ちがポジティブになります。	教育指導課	4	各小学校に設置されたコンピュータには、ゲームを通してタイピングの練習ができるソフトが標準で装備されております。このようなソフトを使ったり、作品作りに取り組んだりすることで、発達段階に合ったコンピュータの活用ができるよう指導に取り組んでおります。
24	個人 (FAX)	(3)情報教育の充実 これによって何を指すのかよくわかりません。とってつけたような教育目標を掲げてはこまります。情報教育は、これからは情報に惑わされたり流されたりしないような教育こそ望まれます。そのことを付加してください。	教育指導課	1	情報化社会の特性やネットワークの理解を深め、自分自身で正しく活用するために的確な判断ができる力を身につけることが必要であると考え、情報モラル教育を含め、情報教育を充実させてまいります。
25	議会 (メール)	(4)環境教育の充実 まずは今、日本が世界の環境がどうなっているかの事実を学ぶ機会を作る。特に原子力の問題はしっかり事実を伝えること 環境教育は専門性が高いため、エコプラザを運営するエコライフ推進協会とも連携すること。また、環境活動団体の情報を収集し、継続性のある環境教育を実践する。	教育指導課 学校運営課	2	各小・中学校では、各教科(社会・理科・生活科・家庭科・体育(保健領域))、総合的な学習の時間、特別活動などに位置付けて環境教育を行っています。原子力や放射線については、中学校の社会、理科、技術等の教科書に掲載があり、学習しています。 また、めぐろグリーンアクションプログラムや、東京都が推進する「C 2削減アクション月間」などの取組も行っています。 平町エコプラザや目黒エコプラザにおいては、出前講座や様々な行事を行っておりますので、エコライフめぐろ推進委員会と連携を図ることについては、各学校に情報提供していきたいと考えます。

4 就学前施設（幼稚園、保育園等）小学校との円滑な接続					
26	議会 (メ-ル)	認定こども園については、従来の幼稚園機能を確保し、新たな保育については、環境や人員配置を区立保育園と同様にすること。	学校運営課	2	区立こども園は、3～5歳児の教育及び保育を行う幼稚園型認定こども園として運営します。これまで区立幼稚園が培ってきた教育・保育を継承しながら新たに3歳児の教育・保育を開始し、就学前の幼児教育の充実に努めてまいります。また、保育については、認可保育所と同様の基準に基づき実施してまいります。
27	議会 (メ-ル)	小1学級支援員については、1年間配置すること。	教職員・教育活動課	3	緊急財政による見直しにより、小一学級支援員の配置期間延長は原則行いませんが、学級の状況を見極め期間延長が必要な学校については配置できるよう検討してまいります。
28	議会 (メ-ル)	これはとてもいい取り組みだと思う。	教育指導課 めぐろ学校サポートセンター	2	幼児期から児童期にかけての教育は、それぞれの発達の段階を踏まえた指導を充実させることが重要です。区では幼稚園・保育園と小学校の円滑な接続のため、合同研修会や情報交換など互いの理解を深める取り組みを進めています。
5 自然宿泊体験教室・職場体験学習等体験学習の充実					
29	議会 (メ-ル)	(3)ボランティア活動の推進 ボランティア活動というものは「自主的」に行う活動である。お膳立てしたボランティア活動というのはボランティアではない。地域の課題を解決しようと取り組んでいる団体の紹介をし、やるかやらないかは生徒に任せるべきである。	教育指導課	3	ボランティア活動は、子どもたちの豊かな心をはぐくむための教育活動の一つであり、教育課程の中に位置付けて行うものもあります。一方で、始業前や休業日を利用して地域清掃を行ったり地域行事に参加したりするなど、参加は任意の活動として、地域貢献や社会奉仕の精神をはぐくむ活動も多く行っています。
6 健康教育の推進と体力の向上					
30	議会 (メ-ル)	(1)健康教育の推進 小学校で健康課題のある児童に対し、学校健康トレーナーの派遣で一人ひとりの課題に応じた運動指導をしているが、楽しくないと続かない。「楽しいこと」とは押しつけの「指導」ではなく、理にかなった身体の動きを遊びの中に盛り込んでいくことが重要。学校健康トレーナーは身体を使ったりいろいろな遊びを紹介しあとは子どもがどれで遊ぶかは、その特性を見極めながら本人に任せていくことを重点とすること。	教育指導課 めぐろ学校サポートセンター	2	めぐろ学校サポートセンターに配置されている学校健康トレーナーは、学校の要望に応じて休み時間や放課後における運動指導に当たっています。その中で、楽しみながら取り組める様々な運動も紹介しており、子どもたちが主体的に運動しようとする意欲を高めています。また、「元気あっぷ教室」においても、休み時間や家庭でもできるような運動を紹介して、運動の日常化を図るよう取り組んでいる

					ところ です。
31	議会 (X-ル)	(2)体力向上に向けた取り組みの推進 めぐろ子ども健康手帳は廃止すること。 子どもの「遊び」の重要性を認識すべき。 休日や長期休暇中、球技ができる空間を確保できるようにすること。	教育指導課	5	「めぐろ子どもスポーツ健康手帳」は「調和の取れた食事」「十分な休養・睡眠」「適切な運動」の健康3原則に沿って、児童一人ひとりに目標をもたせ、指導の充実を図ろうとするものです。運動の中には、遊びの要素を多分に織り込んでおり、今後も一層の活用を図ってまいります。
32	議会 (X-ル)	(3)食育の推進 自分の食べるものを自分で選ぶ力が必要。そのためにも食品表示、添加物の学習などは積極的に行うべきである。また、世界に目を向けることや環境教育の視点も含まれるフードマイレージのワークショップも実施すること。	学校運営課	4	学校では、正しい知識・情報に基づき食品の品質や安全性等について自ら判断できる能力がはぐくまれるよう児童・生徒の指導に取り組んでいます。また、教科と関連付けた食に関する授業や学校給食を活用した地産地消の取り組みなど、環境と自分の食生活との関わりについての理解を深めるために、今後も必要な取り組みを行ってまいります。
7 伝統と文化に関する教育、国際理解教育の推進					
33	個人 (書面)	(1)伝統と文化に関する教育の推進 「～日常生活の中に生きる伝統文化に触れる活動を推進」とあるが、「日常生活の中に生きる伝統文化」では、区内に「目黒ばやし」が保存され受け継がれていることもあり、教育現場の小中学校授業で積極的に取り上げるほか、部活動においても伝統継承の意味で取り組んでもらいたい。 何校かの小中学校の児童・生徒が住区まつりで等で演奏しているのを聴いているが、人数は多くなかった。よい指導者を探すことができれば、少しの時間であっても区内全校で実物紹介を含め、何らかの形で採り入れることも可能ではないか。 復古調贅美ではなく、地域の絆づくり、郷土意識醸成の点からも子どもたちから伝統芸能には親しんでいく方がいい。	教育指導課	4	本年度作成いたしました目黒区独自の道徳の副読本には、地域で受け継がれてきた目黒ばやしに取り組みもうとする児童の姿を取り上げた教材を掲載しております。このような教材を通して、目黒ばやしを知り、受け継いでいこうとする心を育ててまいります。
34	議会 (X-ル)	(1)伝統と文化に関する教育の推進 伝統と文化に関する教育は、専門家による外部講師や本物を見ることや体験する機会を作ること。	教育指導課	4	古典芸能に触れる機会として、狂言師を招いての狂言ワークショップや邦楽に触れる機会として和楽器演奏体験ワークショップなどを設定しています。今後も子どもたちが体験の機会をもてるよう努めてまいります。
35	議会	(1)伝統と文化に関する教育の推進	教育指導課	4	放課後フリークラブ事業子ども教室や夏季休業

	(書面)	茶道・華道などをとり入れ、地域の方と協力して推進すること。			中の体験教室等の場を活用し、地域の方の協力を得て茶道・華道体験を実施しております。
36	議会 (書面)	(1)伝統と文化に関する教育の推進 日本人として、国を愛する心の教育を推進せよ。	教育指導課	2	改正教育基本法において、伝統や文化に関する教育が重視されたことを踏まえ、学習指導要領においても文化遺産や古典等伝統や文化に関する内容が盛り込まれています。学習指導要領に定められた内容の適切な指導に努めてまいります。
37	議会 (メール)	(2)国際理解教育の推進 国際理解教育の推進は、単に言語の違いや他国語を学ぶこと、民族の違いを学ぶことが重要ではなく、異文化に触れることで文化の多様性を認め合うことが重要。	教育指導課	2	英語を用いた言語活動や特別活動などを通して、コミュニケーション能力を身に付ける中で、文化の多様性を認めるとともに、それらを尊重する態度の育成に努めていきます。
38	説明会	(3)武道指導の充実 現在、武道の授業で柔道を取り入れているが、柔道着を買わせる学校と貸与する学校があり、不公平だと思う。保護者の負担がないようにしてほしい。	教育指導課	3	柔道着の取り扱いについては、今後の検討課題とさせていただきます。
39	議会 (メール)	柔道着の使用については、全学校無料の貸し出しとすること。			
40	説明会	(3)武道指導の充実 今年から武道とダンスが必修化となり、プランでも武道の充実などを謳っているが、ダンスについては男子教員で対応できるのか。	教育指導課 めぐろ学校サ ポートセンタ ー	4	平成 24 年度には、大学の協力を得て、ダンスに関する実技研修を中学校保健体育科教員の必修研修として 2 回実施しました。平成 25 年度以降も、武道だけでなくダンスについても教員の指導力向上に向けた取組みを推進するため、同様の研修を実施する予定です。
<b>&lt; 重点目標 2 &gt; 創意を生かした学校経営と活力を生み出す条件整備や実施体制の充実</b>					
<b>1 各学校の創意を生かした学校づくりの促進</b>					
41	議会 (メール)	授業日数確保のために、二期制の導入が行われました。都立高校が二期制になっていない中での導入は、受験生の評定の書類作成に二重の手間がかかること等問題点も出ています。二期制についてはきちんと総括すること。	教育指導課	3	二期制は、各学校が指導計画や学校行事の実施時期のさらなる工夫を図り、創意あふれた教育課程を編成できるよう導入をしたものです。学習評価が絶対評価となった中で、適宜本人及び保護者に学習の状況を伝える工夫をすることで二期制の課題の解消に努めていますので、そのよさを活かしながら、今後も継続実施してまいります。

2 学校組織の活性化と信頼される教員の育成					
42	議会 (メ-ル)	<p>学校長による上意下達の学校運営ではなく、教員みんなが参加し発言できる職員会議を位置づけ民主的運営を行うこと。</p> <p>研修に追われ、最も大切な子どもと接する時間がなかなか取れないなどの声があがっています。各学校の状況を最優先し、上からの研修を強制しないこと、現場裁量をきちんと保障すること。</p>	教育指導課	5	<p>現在、学校が直面している教育課題の解決を図り、子ども一人ひとりにとって、学校が豊かな学びの場であり続けるためには、校長の確かなリーダーシップの下、全教職員が一丸となって学校運営に組織的、機動的に取り組み、その中で、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、各自の力量を高めていくことが、求められます。</p>
43	議会 (メ-ル)	<p>職員を分断する「目黒区立学校授業力スペシャリスト表彰」による教員表彰は止めること。</p>	教育指導課	5	<p>授業スペシャリストについては、指導技術を継承し、高い授業力をもつ区内教員を育成するための表彰制度ですので、今後も継続してまいります。</p>
44	議会 (メ-ル)	<p>校内研究、校内研修等ではなく他校の教員の授業を教員が見学できる制度をつくるべき。</p> <p>学校は子どもを育むだけでなく、教員や地域を育む場である。人と人との関係性を大切にしたい職場であるべき。</p>	教育指導課 めぐろ学校サ ポートセンタ ー	2	<p>教育開発指定校の研究発表会に該当校種の教員が全員参加して、授業参観ができる制度を設けています。</p> <p>また、めぐろ学校サポートセンターでは、校内だけでなく他校の教員の授業や授業スペシャリストの授業をみて協議を行う研修を実施するなど、授業力向上に向けた取り組みを行っています。</p>
3 不登校・いじめなどの未然防止、早期解決に向けた取り組みの推進					
45	個人 (書面)	<p>学校における「いじめ」は防止策の推進が最優先されるべきであることは当然である。しかし、大津市や大阪市の自殺が大きな社会問題になっている一つの要因にはそれぞれの市の教育委員会によるいじめ問題対応の不手際、責任回避を図るような事後処理のあり方があると思う。</p> <p>いじめ発生の未然防止に力を入れると同時に、いじめによる重大事態が発生した場合に備え区教委内部で迅速、的確に問題解決ができる体制を早急につくり、教育プランにしっかりと明記して区教委としての覚悟を表明しておくべきであり、いじめに対し強い問題意識をもって臨み、責任ある対策をとっていくという熱意がないと教育行政に対する区民の信頼はなかなか得られない。</p>	教育指導課 めぐろ学校サ ポートセンタ ー	2	<p>学校においていじめを未然に防いだり、いじめを早期に解決したりするための原点は、子どもと教員が確固たる信頼関係で結ばれていることだと考えております。日頃から、教員が誠実に子どもと向き合うことで、学校が子どもや保護者から信頼される存在であることが何よりも重要だと認識しております。</p> <p>現在、いじめの未然防止は、中学校区ごとに実施する「いじめ問題を考えるつどい」やその事前事後の取り組みの充実、教員研修の実施など、教育委員会と学校が一体となって取り組んでいる重要課題です。今後も引き続き、取り組みを強化していく必要があり、いじめの防止に有効な指導のあり方については、今後も検討を重ねてまいります。</p> <p>また、いじめが発生した場合は、学校と教育指導</p>

					<p>課が情報を共有し、その後の対応について確認していく仕組みができていますので、その仕組みを活用し、早期解決を図ってまいります。さらに、万一、重大事案に発展した場合は、めぐろ学校サポートセンターとも一層連携を密にしながら、心理的なケアを確実に行き、信頼される学校づくりに取り組んでまいります。</p> <p>めぐろ学校サポートセンターでは、学校における教育相談体制を支援するため、スクールカウンセラーを派遣していますが、平成 25 年度から派遣時間の増を行い、学校への支援体制の拡充を図ります。さらに、学校や関係機関との連携を強化し、いじめなどの早期発見・早期解決に向けた取り組みを進めていきます。</p>
46	議会 (メ-ル)	<p>(2)教育相談の充実</p> <p>養護教員とスクールカウンセラーの連携を密にした体制をつくること。相談を進めるうえで、子どもや保護者とスクールカウンセラーの信頼関係を築くことは重要です。しかし非正規雇用の週一回のスクールカウンセラー配置では、カウンセラーの交代があり不安定で信頼関係を持ちづらくしています。相談活動を充実させるためには、各学校へのカウンセラーの専任配置を行うこと。</p> <p>新たに、私立学校へのいじめなどに対応する相談窓口を設けること。</p>	教育指導課 めぐろ学校サポートセンター	4	<p>平成 25 年度から東京都のスクールカウンセラーだけでなく区独自のスクールカウンセラーを区立小中学校全校に派遣し、養護教諭との連携も含めた学校の教育相談機能の充実に向けて努めていきます。</p> <p>なお、私立学校へのいじめも含めた相談窓口は既に東京都に開設されていますが、めぐろ学校サポートセンターにおいても幼児から高校生程度までを対象とした教育相談を実施しています。</p>
47	議会 (メ-ル)	<p>(3)スクールソーシャルワーカーの配置による関係機関との連携の充実</p> <p>格差と貧困が教育分野にも大きく影響し、お金がないために教育機会を奪われている子どもが生まれています。ソーシャルワーカーなど配置し、貧困などに対応できる家庭支援のための体制をつくること。</p>	めぐろ学校サポートセンター	2	<p>めぐろ学校サポートセンターでは、平成 22 年度からスクールソーシャルワーカーを設置し、児童・生徒への福祉的な面での支援が図れるよう他機関（生活福祉課・子ども家庭支援センターや児童相談所など）との連携強化に努めています。</p>
48	議会 (メ-ル)	<p>不登校やいじめは様々な問題が複雑に絡み合っていることも多いため、なるべく第 3 者が学校と生徒の間に入る 것이重要。そのためにもスクールソーシャルワーカーを増員すること</p> <p>現在、いじめ防止のプログラムが出てきているので研究すべき。</p>	めぐろ学校サポートセンター 教育指導課	4	<p>児童・生徒が抱える複雑な事案も増えていることから、スクールソーシャルワーカーへのアドバイスや学校に直接指導助言を行うスーパーバイザーを設置し、課題解決に向けた支援を行ってまいります。</p> <p>また、学習支援教室「めぐろエミール」では、学</p>

		めぐるエミールは学校復帰児童生徒数及び高校進学生徒数の増加を目指しているが、復帰、進学できたから目的達成ではなく一人ひとりに向き合い、子ども自身がしっかり自分の問題に向き合い乗り越えていけるように家族等が環境を整えられるようにサポートすべき。長期的な見守りも視野に入れること。めぐる学校サポートセンターはいじめが発生したときに教員がしっかりそのことに取組めるようにサポートすべき。			校復帰や進学後も継続して通学できることや、生活習慣の改善や学校の授業時間に合わせた学習習慣の定着が図れるよう指導の充実に努めています。 なお、学習支援教室「めぐるエミール」に通級している児童・生徒及びその保護者には、教育相談員による相談も行い、サポートをしております。
4 特別支援教育の推進					
49	議会 (メール)	(1)発達障害の児童に対する支援体制の整備 「特別支援教室モデル授業」を進めるにあたって、質の高い職員体制の確保と環境整備の充実を行うこと。	教育指導課	4	経験の豊富な教員の指導技術が学べるよう複数の教員で指導に当たれるなど、指導体制を工夫したり、区の非常勤講師を配置して教員とともに指導に当たったりするなど、質の高い指導の実現に努めます。子どもたちに適した教材を揃えることや教室環境の整備も十分に配慮してまいります。
50	議会 (メール)	(1)発達障害の児童に対する支援体制の整備 担任と専門員と特別支援員が障害のある児童に連携して取り組めるようにする。	教育指導課	2	個々の児童の学習や生活面の困難さを改善・克服するために、個別指導計画を基本とした指導の充実・改善を図っていきます。校内委員会の開催や情報共有により、児童に関わる教員や特別支援教育支援員との連携にも努めていきます。また、区の特別支援教育を専門とする職員を派遣して、指導法改善に向けた指導・助言も適宜行っていきます。
51	議会 (書面)	(1) 発達障害の児童に対する支援体制の整備 特別支援学級支援モデルについて教員が在籍校を巡回する事により、教員の負担とそれに伴う児童・生徒への影響が懸念されており、又、保護者への十分な説明が行き届いていない状況であるので、巡回教員へのサポートとして補助員をつけることを求める。併せて保護者への十分な説明を考慮することを求める。	教育指導課	3	特別支援教室の拠点校（7校）に特別支援教室学習指導講師を配置し、在籍校を巡回する教員と協働して児童の指導に当たれるようにします。 10月に区内保護者対象に全体説明会の実施、現在通級している保護者にのべ5回の説明会を実施しました。今後も保護者への説明や意見を聞く場を設けていきたいと考えています。
52	団体 (メール)	(5)関係機関との連携強化 主な推進事業の中で示された現状・方向性等について庁内各課で構成する特別支援教育庁内連絡会だけではなく、実際に現場レベルで子ども達に関わっている福祉サービス提供事業所や関係機関とも連携を図っていくことを提案いたします。 具体的には「個別の教育支援計画」の中に関係事業所や関係機関との連携を図り、必要に応じてケースカンファレンス	教育指導課	3	障害による様々な困難を改善・克服し、将来を見通した継続的な指導や支援を行うために、今後も個別の教育支援計画に医療や福祉、療育機関との連携を位置付け、各関係機関との連携に努めてまいります。

		を行うことを求めます。			
5 小学校・中学校間の連携・交流の強化					
53	議会 (メール)	色々な取り組みが行われているが、中学校の魅力が楽しみながらわかる文化祭の復活や小学校出張部活説明会や部活体験等工夫をすべき。	教育指導課	4	文化的行事は、平素の学習活動の成果を発表し、生徒が文化や芸術に親しめる活動を主とする教育活動であり、自他のよさを見つけ合う喜びを感得できるよう工夫することが大切だと考えております。各中学校では、展示や舞台発表などを通じて楽しい行事となるよう取り組んでいます。部活動は中学校生活の大きな魅力の一つであり、小学生に対し、その魅力を実感できるよう、部活動の説明や体験を積極的に進めてまいります。
6 区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進					
54	個人 (書面)	南部・西部地区の区立中学校の統合は、七中、八中、九中、十一中の4校が対象なのか。また、平成26年に統合協議会を組織するのか。	学校統合推進課	2	対象となる中学校は、七中、八中、九中、十一中の4校です。南部・西部地区の統合については、平成25年度から検討組織を設置して、検討を開始していきます。
55	説明会	南部・西部地区の統合に向けた取り組みについては、プランの「6区立中学校の適正規模の確保と適正配置の推進」で、「南部・西部地区中学校の統合に向けて具体的な検討を行っていきます」と述べているだけで、具体的なものが見えない。 現段階における南部・西部地区のスケジュールについて、教えてほしい。	学校統合推進課	1	南部・西部地区の統合に向けた取り組みについては、25年度から統合に向けた検討を開始し、27年度を目途に具体的な統合実施策をまとめる予定です。
56	議会 (メール)	学級数11学級以上、生徒数300人以上さえいれば適正であり、活力ある学習ができるとしていますが、これは世界の流れに反するものです。国連子ども委員会は、日本の大きな学級・学校規模が競争教育の要因の一つと指摘しています。いじめや不登校など今日の子どもの置かれている状況から、一人一人に寄り添ったきめ細かな教育が求められ、現在少人数学級が大きな流れとなり、遅れていた東京でも始まりました。適正規模による学校の統廃合は止め、現行の中学校を維持し、少人数学級を進めることが大切です。東日本の震災の教訓からも、地域の施設・避難拠点となる身近な中学校をなくすべきではありません。 現在、適正規模とあわせ隣接学校希望入学制度（学校選択制）の導入が行われています。学校選択制は、学校に競争原	学校統合推進課 学校運営課	5	区立中学校の統合については、子どもたちが、互いに切磋琢磨し、活力ある学習環境や部活動の展開ができる学校規模を目指して進めているものです。中学校の魅力づくりの視点で取り組んでいるものであり、財政の効率化や防災に視点で検討しているものではありません。 隣接学校希望入学制度は、地域特性に配慮しつつ児童生徒と保護者の学校選択を認め、学校教育の活性化を図り、魅力ある学校づくりを推進するため、実施しており、生徒・保護者からも概ね肯定的な評価を得ています。制度として大きな課題があるとは認識していませんが、社会状況等の変化を踏まえ、教育委員会として必要な議論は行っていきます。

		理を導入する目的で導入され、これによってマンモス校と少人数校ができるなど、学校の人数格差を拡大し学校統廃合を押し進めるものとなっています。学校選択制をやめること。適正規模の確保と適正配置の推進を改め、第3中・4中学校の統合、南部・西部の統合計画は行わないこと。			
7 図書館機能の充実と読書活動の推進					
57	議会 (メ-ル)	図書館司書は、専門的な知識の下で子どもたちの読書活動を推進させ、図書館機能を拡充させます。そのためには、専任の図書館司書の配置が必要ですが、当面、学校図書館支援員のボランティアを労働条件・賃金が保障された非常勤雇用にすること。	教育指導課	5	区として司書を学校図書館に配置することは予定しておりません。学校図書館・読書活動の充実のため、司書資格等をお持ちの方々に学校図書館支援員として小学校で年90時間、中学校で280時間のご協力をいただいています。また、保護者等のボランティアの皆さんの協力も得ながら学校図書館の活性化を図ってまいります。なお、学校図書館支援員を非常勤職員とすることは予定しておりません。
58	議会 (メ-ル)	子どもに教員以外の様々な大人が関わるという点でも学校図書館支援員の報酬をしっかりと確保し更なる充実を図るべき。	教育指導課	3	学校図書館・読書活動の充実のため、司書資格等をお持ちの方々に学校図書館支援員として小学校で年90時間、中学校で280時間のご協力をいただいています。学校図書館支援員としてご協力いただく時数につきましては、厳しい財政状況の中でもこれまでの水準を維持してまいりたいと考えております。
59	議会 (メ-ル)	エコプラザや男女平等・共同参画センターの蔵書もオンライン検索できるようにする。	学校運営課	5	エコプラザや男女平等・共同参画センターの蔵書については、目黒区資料横断検索システムによりインターネットを利用した検索が可能となっています。
<重点目標3> 子どもの安全・安心な生活と学校の防災体制の強化					
1 防災教育の推進					
60	議会 (メ-ル)	中学生は昼間の災害時には空洞化した地域の大きな力となり得るため、地域の防災訓練に参加できるようにする。	教育指導課	3	災害発生時に、義務教育段階の中学生が地域の中心となって救助活動などに携わることは、現実には難しいと考えております。しかし、区や町会等が実施する防災訓練に中学生が参加することは、中学生の防災意識を高める上で大変有効であり、地域でお手伝いする際に役立つ取り組みでもありと考えております。防災訓練の日程と学校の教育課程等との

					調整を図り、参加可能な条件整備をしていくことが重要となります。
61	個人 (FAX)	防災教育の何を推進したいのかわかりません。	教育政策課	2	児童・生徒が地震などの災害に直面したときに、自らの命を自らの力で守ることができるよう各教科や学級活動、実践的な避難訓練等で防災に関する知識を体験的に身に付けさせ、意識を高めるなど学校の教育活動を通じた防災教育を推進します。
2 児童・生徒への生活安全教育と安全体制の充実					
62	議会 (メール)	中学生にも防犯プログラムとしてデートDVのワークショップなどを行う。	教育指導課	3	東京都教育委員会が発行している安全教育プログラムの主な内容を基本とし、日常で起こる事件や事故などの危険から身を守ることを目的に防犯教育に取り組んでまいります。
3 交通安全指導の充実					
63	個人 (書面)	区立中学校が統合されると比較的通学距離が長くなり、交通事故や犯罪に巻き込まれる可能性がある。 防災訓練の意味からも遠距離通学者は近隣の生徒とまとまって通学する方法を考えてはどうか。	教育指導課 教育政策課 学校統合推進課	4	登下校時の安全については、各小中学校に通学路及び区域の交通事情や危険箇所等を把握し、児童・生徒に指導するとともに、保護者に注意喚起するよう指導しています。 集団登校については、学校の判断で区内の一部の小中学校で実施していますが、基本的に中学校は生徒の発達段階から一人ひとりが安全に注意して通学するよう指導しており、集団登校は行っていません。統合後の新校においても現状の考え方に沿って登下校時の安全確保に努めていきます。
4 家庭・地域の協力による安全対策					
64	説明会	「家庭・地域の協力による安全対策」として「学校と地域が協力して」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているのか。	教育政策課	6	交通安全対策や防犯対策は、関係機関が連携、協力していくことが大切です。危険な箇所への見守り、声かけをはじめ、地域パトロール、子ども110番など、現在PTAや地域の方々が協力くださっている活動と一層連携を図り、児童・生徒の安全確保のために取り組んでいきたいと思います。
65	個人 (メール)	教育委員会の方々はどれくらい学校の活動実績をご存知なのでしょうか。 わたくしはPTA活動をしている者ですが、今、学校の規模を考えると安全について活動は手一杯です。これ以上は難しいと	教育政策課	4	子どもたちの健やかな成長は、学校教育だけで実現できるものではなく、学校・地域・家庭が、それぞれの役割や機能を理解し、連携しながら課題に取り組んでいくことが必要であり、PTAのご協力もな

		<p>思います。その活動と一緒に行ってくださる住区や町会もこれ以上の活動はできないかと思えます。</p> <p>住区、町会も高齢化が問題になっており、より多くの負担はいかなものでしょうか。</p> <p>PTAは基本的にボランティア団体です。無償で行うのは限界があります。</p> <p>行政として、子どもたちの安全を守るために責任を持った政策を望みます。</p> <p>実際にどれだけの活動をPTAで行っているのかお調べになった上で、再考をお願いいたします。</p>			<p>くではないものと考えております。ご意見にありますPTAの活動状況については、日頃から学校や子どもたちのために親身になって様々な活動を行っていただいております。その運営についてもご苦労なされていることは教育委員会として十分承知しております。</p> <p>学校教育プランでの考え方は、PTAや地域の皆さんに更なる負担を求めるということではなく、現在取り組んでいただいている皆様の活動を尊重し、より連携・協力関係を深めながら子どもたちの安全確保等に努めていきたいということでございますので、どうぞご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、学校では、責任を持って子どもたちの生活安全、交通安全の充実に向け、子どもの発達段階に応じた様々な指導や安全体制の確保に努めており、今後も充実に努めていきます。</p>
<p>&lt;重点目標4&gt; 家庭・地域社会との連携・協力を深め信頼に応える学校運営の推進</p>					
<p>1 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実</p>					
66	議会 (メール)	<p>教育の専門家でもない保護者や、地域のアンケートを評価の基礎とした学校評価は止め、公表は行わないこと。</p> <p>教育活動や学校の運営については、子ども権利条約の意見表明権にのっとり、子どもの声を尊重し反映させること。また保護者の声も聴くこと。教育施策の変更などについては、住民への丁寧な説明会を開催しパブリックコメント要綱に基づく意見募集を行うこと。</p>	教育指導課	5	<p>目黒区では、学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るために学校評価を実施しています。</p> <p>その評価の過程で、子ども・保護者・地域の方にアンケートを回答していただいたり、意見をいただいたりしながら、ともに学校づくりを進めています。学校評価の公表は、説明責任を果たすことにつながると考えています。</p>
<p>2 家庭・地域との連携・協力を深める学校づくり</p>					
67	個人 (書面)	<p>信頼に応える学校運営の一環として家庭・地域社会との連携・協力が記されているが、総論から言えば「連携・協力の強化」こそ焦眉の急であるのに、地域の実態は年々「地域力」を弱めており、過度の期待はできない実情にある。多分、家庭と学校との結びつきも弱体化が少しずつ深刻化しているのではないか。団塊世代が定年退職して「地域デビュー」という期待もむなしく、国力の疲弊に合わせて地域力も弱まっている。</p>	生涯学習課 教育指導課	4	<p>社会教育館、文化会館では、毎年団塊の世代を含む中高年の方を対象として地域参加の促進につながるような社会教育講座を実施しています。今後もさらに地域力向上に目を向けていくように内容を工夫していきます。</p> <p>学校では、公開授業や運動会等の学校行事の参観や、学校のホームページなどにより、地域の方に学</p>

		<p>児童・生徒を持つ家庭も在学中は、子どものために学校へ最小限の協力はするが、子どもが小中学校を卒業し高校へ進むと、ほとんどは入学式、卒業式だけの学校とのお付き合いになりがちである。地域アップのためには、団塊の世代を地域へ目を向けさせるような社会教育対策も重要であり、今後その手段を考えてゆかなければならないと思う。</p> <p>学校側もどうすれば地域との連携を強化できるか、PTA活動と合わせ考えて欲しいと思う。</p>			<p>校の教育活動の様子を発信しご理解いただくとともに、児童・生徒や保護者のほか、地域の方からもアンケートにご回答いただき各学校の学校評価に役立っています。また、学校評議員制度において地域の方にも学校評議員として加わっていただき、学校へのご意見を学校運営の改善に生かしています。これらの活動や制度をさらに充実させ、より開かれた学校、信頼される学校づくりを推進し、学校と地域との連携の基盤を強化していきたいと考えています。</p> <p>さらに、地域にいらっしゃる専門的な知識技能、経験をお持ちの皆さんをゲストティーチャーとして学校に招き、様々な教育活動でご協力いただくことにより、地域との連携による学校の教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>
68	議会 (メ-ル)	<p>学校運営協議会、学校支援地域本部事業、学校評議員制度など制度はいろいろあるが学校と地域が選択できるようにすべき。</p>	教育指導課	3	<p>学校運営協議会については、鷹番・田道両小学校で行った平成20年度からの2期4年間の活動について、各協議会、各学校長、教育委員会事務局、第三者による評価を行いました。その結果、専門家ではない協議会委員にとって、教育課程や学校経営方針等の十分な知識と理解を有することが困難であったことなどの問題点が明確になりました。この評価を踏まえ、学校運営協議会の今後の方向性について、引き続き検討を進めていくこととしております。したがって、当面、目黒区においては、学校評議員制度を活用していくことを考えています。なお、目黒区において学校支援地域本部事業を行う予定は現在のところありません。</p>
4 部活動への支援					
69	議会 (メ-ル)	<p>活発な部活動は区立中学校の魅力アップになるため、外部指導員の報酬をあげても部活の活性化を図るべき。</p>	教育指導課	3	<p>部活動の活性化を図るため、外部指導員・外部顧問指導員予算については、平成22・23年度に拡大した水準を維持していきます。</p>
5 学校施設の活用による放課後事業の充実					
70	議会	<p>放課後全児童対策としての「ランドセルひろば」を、学童保育クラブの肩代わりにしないこと。「ランドセルひろば」の環</p>	教職員・教育活	4	<p>平成24年度は、ランドセルひろば事業実施中の対応等について、管理運営委員の新任者研修及び全</p>

	(メ-ル)	境整備と職員の人選や教育をきちんと行うこと。	動課		体研修を実施し、子ども達の安全・安心の確保に努めました。また、緊急災害や事故発生時の対応などについて、ランドセルひろば標準マニュアルの改訂も行いました。今後も、ランドセルひろば事業に伴う研修等の充実を図ります。
<b>&lt; 重点目標 5 &gt; 子どもたちが充実した学校生活を送るための学校環境の改善と整備</b>					
<b>1 校舎の改善等の推進</b>					
71	議会 (メ-ル)	実施計画改定まちにならず、大岡山小学校など老朽化した学校の改築計画をつくること。	学校施設計画課	3	学校を含む全区有施設は、平成 25 年度末を目途に見直しの方針を策定する作業を進めています。平成 26 年度以降、その方針に基づき学校施設の大規模な施設整備を計画してまいります。
<b>3 エコスクールの推進</b>					
72	議会 (メ-ル)	自然と共存しながら快適空間を作り出す工夫を積極的にすべきである。そのために最新のエネルギー教育をすべきである。また、例として挙げると、緑のカーテンなどの壁面緑化を導入する際には、施設を作る側の調査・研究も行うべき。設置すればよいのではなく、効率の良い設備を整える必要がある。他についても同様である。	学校施設計画課	2	目黒区地球温暖化対策推進実行計画(目黒エコプラン)に基づき、更に自然との共存を踏まえたエコスクールを推進してまいります。
<b>その他(記載のない事項等)</b>					
73	個人 (メ-ル)	「消費者教育の推進」の施策を加える。 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)が平成24年8月22日に公布され、「消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令(平成24年政令第290号)」により、平成24年12月13日から施行されている。 推進法の中で「消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とし、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない」とされている。 また、目黒区消費生活基本条例の中でも区民の消費者力の向上の施策を計画的に推進することにより、消費者の確立を図り、もって安全で安心な消費生活環境が実現されるとして、施	教育指導課	4	現行の学習指導要領では、小学校の社会科及び家庭科、中学校の社会科及び技術・家庭科等において消費者教育に関する内容を取り扱っております。小学校の社会科では「生産を高める工夫や生産地から消費地を結ぶ運輸の働きと関連付けた価格や費用」、家庭科では「物や金銭の大切さ・計画的な使い方」、中学校の社会科では「消費者の保護」、技術・家庭科では「消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、適切な選択・購入・活用」などを扱うこととなっています。 上記以外にも、様々な学校活動を通じて、学ぶ機会を設けるとともに、目黒区消費生活センターによる消費生活に関する出張講座など継続して活用するよう働きかけるなど充実に向けてまいります。

		策の推進として学校教育の場があげられている。		
74	個人 (書面)	<p>平成 16 年に大改正された「消費者基本法」には、国際消費者機構の提唱する消費者の権利が盛り込まれ、「消費者教育を受ける権利」についても規定されました。</p> <p>この法律では、『消費者市民社会』の形成に向けて諸々の規定がされていますが、第 11 条に、学校における消費者教育の推進が義務付けられています。(発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用等)</p> <p>そこで、25 年度は新規として教員研修の実施を揚げ、まずは初任者や中堅教員の研修から実施してはいかがでしょうか。入門編としては、「消費者教育の考え方、学校教育への取り入れ方」等について、消費者教育支援センターの講師派遣等の活用が考えられます。教員が消費者教育とはどういうものであるかを知ることから始める必要があります。</p> <p>また、夏季休業期間中に開催される東京都消費生活総合センターの教員向け研修会へ、積極的に参加を促したり、既に通常の授業の中で実践されている東山中学校の教諭に講師を務めていただくことなども考えられます。</p> <p>消費者教育は「法教育・経済教育・環境教育」とも連携し、実施していく必要性の高い分野であると考えております。消費者として必要とされる知識や能力の教育は、まさに実社会での「生きる力」に直結するものです。消費生活センターと連携して、ぜひとも早期に取り組みを開始されることを念願しております。</p>		
75	団体 (書面)	<p>『消費者教育』について一言も書かれていません。減ってきたとは言え、マスコミでも取り上げられていた振り込め詐欺をはじめとして消費者被害は後を絶ちません、今の消費者センターはその後始末の相談に追われています。この増え続ける消費者相談、消費者被害、国でも問題視して消費者センターの充実に乗り出し、消費者庁も開設し消費者委員会も発足しています。又、「消費者教育推進法」も施行されました。これは文部科学省とも連携して推進しています。元を探れば子どもの時からしなければならなかった消費者、生活者としての教育に手がつけられていなかったことが重大な原因です。めぐろ学校教育プランでも書かれていますが、変化の激しい 21 世紀の中で生き抜く力こそ目黒区消費生活基本条例に定義している「消費者力」</p>		

		<p>ではないでしょうか。国に消費生活基本法が定められ、そして東京都消費者基本条例、目黒区消費者基本条例が定められ、消費者教育の重要な事を挙げています。</p> <p>今のように物が豊富で、幼児の時から我慢を強いられなく育ってきていると、お小遣い帳の付け方から学校教育で始め、カリキュラムにきちんと入れ込まなければ、初段階の金銭感覚も育たないで義務教育を卒業して、社会人として生活をして行かなければならない子どもも出てきます。生活者＝消費者としての善悪も教育されないで高校、大学へと進学して行っても、マルチ商法に引っかかり、友達を紹介して被害者を増やします。又、振込め詐欺とは知らずにグループの一員になっていて、加害者にされている場合もあるのです。消費者教育は生活していく為には基本となる教育のはずです。消費者教育の必要性を第1の教育目標、基本方針から取りいれてください。</p>			
76	個人 (メール)	<p>目黒区には「目黒区消費生活基本条例」という立派な条例があります。そこには『消費者として求められる力、すなわち消費者力を地域ぐるみで育むことにより、消費者の権利を図り、安全で安心な消費生活環境を実現することを目指し、この条例を制定する』と書かれています。なのに「めぐろ学校教育プラン」には消費者教育について何も書かれていません。消費者問題はかつてなく複雑化し、多様化しています。その上に少子高齢化・核家族化など地域社会の連帯感が少なくなり身近な相談の場や機会も減少し、被害は大きくなるばかりです。それには小学校からの消費者教育が必要と考えます。</p>			
77	団体 (メール)	<p>上記76と全く同じ内容</p>			
78	個人 (FAX)	<p>個をしっかりと持ち、惑わされない教育＝消費者教育を組み入れたものにしてください。</p>			
79	議会 (メール)	<p>少人数学級推進計画の作成 国・都まちにならず、独自に少人数学級推進計画を作成すること。</p>	<p>教職員・教育活動課 学校運営課</p>	5	<p>区として、独自に少人数学級の編成を行う予定はありません。学級編成は都の定める基準に沿って行いますが、全学年で35人以下学級が実現できるよう、関係法令や学級編成基準の改正について引き続き要望していきます。なお、区独自で任用する学習</p>

					指導講師や学習指導員を活用して、ティーム・ティーチングや少人数指導などの指導方法の改善や工夫を引き続き進めていきます。
80	個人 (メ-ル)	教科書選択に関する新たな仕組み 教科書の採択について、現場の教師には現行の制度上、直接の採択権があるとうわけではないようですが、教育委員会に対して教科書に関する意見や感想を述べることのできるような仕組みを整えて下さい。	教育指導課	4	目黒区教育委員会では学校や各教科の専門性の高い教員による専門部会、学校管理職や保護者、学識経験者による調査委員会などの意見を参考にしながら、教育委員会の責任の下に目黒の子どもたちに適した教科書を採択しています。その中で、現場の教員の意見も、各学校の報告や教科の専門部会の報告書の中に反映されるようになっていきます。
81	個人 (メ-ル)	「金融・金銭」の教育 消費者教育が各方面でますます重視されています。金銭教育は、消費生活に係わるところが大きいので、消費者教育として賢い消費者を育てることに重要な役割を果たします。消費者教育と関連づけてより一層効果を高めることが期待されます。そして金銭は人間の一生に常に伴うものであり、衣食住にとって必要なだけでなく、人間の在り方や生き方に大きく影響を与えるものです。成熟した物質文明への対応や長寿化した人生を豊かにするためにも、金銭に関する教育は、まず小学校からする必要があると思います。	教育指導課	4	現行の学習指導要領では、小学校の社会科及び家庭科、中学校の社会科及び技術・家庭科等において消費者教育の充実が図られています。小学校の社会科では「生産を高める工夫や生産地から消費地を結ぶ運輸の働きと関連付けた価格や費用」、家庭科では「物や金銭の大切さ・計画的な使い方」、中学校の社会科では「消費者の保護」、技術・家庭科では「消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、適切な選択・購入・活用」などを扱うこととなっており、小学校から学習を行っています。
82	議会 (メ-ル)	生命の大切さを考える機会の充実 現在の子どもたちは兄弟数が少ないため乳幼児と触れ合う機会が少ない。 自分自身の成長の段階を知り自己肯定感を高めるためと生命の神秘の視点から性を考えられるように学校の教育活動の中に赤ちゃんと触れ合うことができ、成長を観察できる「こんにちは赤ちゃん事業」を取り入れること。	教育指導課	4	生命の大切さについては、各小・中学校の道徳の時間を中心とし、全ての教育活動において根幹に据えて指導しているところです。 乳幼児と触れ合う機会としては、平成 23 年度現在、小学校は 18 校、中学校は 2 校が、幼稚園や保育園を訪問したり、幼児を招待したりすることを通して連携しています。 「こんにちは赤ちゃん事業」は、生後 6 か月までの乳児のいる家庭に、愛育班員や母子保健推進委員、児童委員、子育て経験者等が訪問し、子育ての支援する事業であり、教育活動として実施できるものではありませんでしたことをお答えいたします。
83	団体 (メ-ル)	インクルーシブ教育実現に向けた施策の推進 学校教育は改定素案の目指す学校像に示されているように、人間形成の礎となる極めて重要な役割を担っています。その学	学校運営課 教育指導課	4	目黒区では、一人ひとりの子どもたちの成長や発達に合わせ、保護者が教育環境を選択できるように就学相談を進めています。また就学先の決定にあた

		<p>校で障害を理由に分断するのではなく、障害者権利条約や改正障害者基本法に明文化されている「合理的配慮」をおこない、真のインクルーシブ教育実現に向けて施策を進めていくことを強く求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 就学時健康診断や就学前相談においては本人や保護者の意思を尊重し、就学通知については本人や保護者からの申し出がない限り、障害のあるなしに関わらず当該学区の学校へ入学するものとしてください。</li> <li>2. その子のもつ障害により支援が必要な児童、生徒についてはできる限りの合理的配慮をおこない、普通級での教育を保障する施策をおこなってください。具体的にはハード面でのバリアフリー化の推進、特別支援教育支援員等の予算の拡充を求めます。</li> <li>3. やむを得ず、別教室、別カリキュラムで授業をおこなう場合については、十分な説明をおこなうとともに、その選択について最終的な決定権は本人および保護者に帰属するものとしてください。</li> <li>4. 障害についての理解を推進していくためには、教職員のみならず、全ての児童、生徒の保護者に対して、医療的な視点だけではなく生活支援的な視点から障害者の当事者団体や家族会、支援事業者など生の声を伝えていけるような研修及び啓発活動への取り組みを充実させてください。</li> </ol>	めぐろ学校サポートセンター 学校施設計画課		<p>っては、保護者の意向を尊重し、十分な説明や見学、体験等を行っています。</p> <p>また、一人ひとりの障害の程度に応じた教育の充実を図るため、特別支援学級の開設を行うとともに、必要に応じて通常の学級に肢体不自由児介助員や特別支援教育支援員を配置しています。これらの教育及び支援の質を維持し、さらに内容の充実を図っていきます。なお、就学指導の在り方については、これまでも保護者の合意を得るよう努め、最終的には現行制度の中で教育委員会が決定してきましたが、今後は、国の「合理的な配慮」についての考え方やその動向を受け、目黒区特別支援教育推進計画を改定する中で検討していきます。</p> <p>学校施設については各学校で施設の状況は異なりますので、引き続き高低差及び構造を考慮して学校毎にバリアフリー化を検討してまいります。</p> <p>特別支援教育支援員の配置や別室指導の実施等については、現在も十分な説明を行い、本人及び保護者の了解を得て進めているところです。</p> <p>また、保護者の理解促進を目的に、これまでも啓発リーフレットの配布や講演会等の実施を行ってきましたので、さらに内容の充実を図ってまいります。</p>
84	議会 (メール)	<p>「教育費の負担軽減」の一項目を設け、卒業アルバム代、部活費の補助など、高い教育費の軽減策を盛り込むこと。</p> <p>就学援助制度の拡充を行うこと。目黒区奨学金制度の拡充を行うこと。給食食材の補助を行い給食費の値上げは行わないこと。</p>	学校運営課	4	<p>就学援助制度では、保護者が負担する文房具・標準服・体育着等の購入や、修学旅行・部活動の参加に係る経費などの給付を行っており、今後も継続して実施してまいります。また、卒業アルバム代については、就学援助認定の可否に関わらず卒業する児童生徒数の少ない小規模校に対する補助を実施しております。</p> <p>給食食材の補助については、全学校で食育の取り組みとして実施している特別給食に対し、食材に係る経費の一部を補助しています。</p>